9　法第四十二条第八項第一号に規定する申告書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称及び所在地等又は営業所等の名称及び所在地

二　当該申告書の提出をする外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の法第四十二条第八項に規定する変更前の名称又は所在地等及び変更後の名称又は所在地等

三　当該申告書の受理がされる国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の本店若しくは主たる事務所又は営業所等の名称及び所在地

四　前号の国内金融機関等又は金融商品取引清算機関を経由して提出した非課税適用申告書の提出年月日

五　その他参考となるべき事項

10　第四項の規定は、法第四十二条第八項第二号に規定する財務省令で定める事項について準用する。

11　法第四十二条第十項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称及び所在地等又は営業所等の名称及び所在地

二　外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の提出する非課税適用申告書の受理がされた日

三　第一号の外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関との間における店頭デリバティブ取引（その法第四十二条第一項又は第二項に規定する証拠金に係る利子につきこれらの規定の適用を受けることとなるものに限る。以下この号において同じ。）に係る契約及びこれに付随する契約（当該店頭デリバティブ取引の同条第一項に規定する証拠金に係るものに限る。）が締結された日

四　前号に規定する店頭デリバティブ取引の種類

五　店頭デリバティブ取引（その証拠金に係る利子につき法第四十二条第一項の規定の適用を受けることとなるものに限る。以下この号において同じ。）の相手方ごと（当該店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算の約定又はこれに類する約定をした基本契約書に係る基本契約ごとに当該相手方から当該基本契約に基づいて行う当該店頭デリバティブ取引に係る証拠金の預託を受けている場合にあつては、当該基本契約ごと）の次に掲げる事項

イ　当該店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額

ロ　当該店頭デリバティブ取引の相手方である第一号の外国金融機関等から預託を受けている当該店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金又は当初証拠金の額及びこれらの証拠金の授受が行われた日

ハ　当該店頭デリバティブ取引の変動証拠金又は当初証拠金に係る利子の支払年月日及びこれらの証拠金に係る利子の額

六　店頭デリバティブ取引（その法第四十二条第二項に規定する証拠金に係る利子につき同項の規定の適用を受けることとなるものに限る。以下この号において同じ。）の相手方との間で締結している一括清算の約定又はこれに類する約定をした業務方法書に係る基本契約ごとの次に掲げる事項

イ　当該店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額

ロ　当該店頭デリバティブ取引の相手方である第一号の外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関等から預託を受けている当該店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金又は当初証拠金の額及びこれらの証拠金の授受が行われた日

ハ　当該店頭デリバティブ取引の変動証拠金又は当初証拠金に係る利子の支払年月日及びこれらの証拠金に係る利子の額

七　第五号に規定する店頭デリバティブ取引に付随する契約の定めに基づいて当該店頭デリバティブ取引の相手方から預託を受けるべき当該店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金については、当該相手方ごと（当該店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算の約定又はこれに類する約定をした基本契約書に係る基本契約ごとに当該相手方から当該基本契約に基づいて行う当該店頭デリバティブ取引に係る証拠金の預託を受けている場合にあつては、当該基本契約ごと）の当該店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金の額を算出した日及びその算出した当該店頭デリバティブ取引に係る変動証拠金の額

八　第三号に規定する店頭デリバティブ取引の決済をした日

九　第一号の外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関が提出する法第四十二条第八項各号に定める申告書を提出した場合には、これらの申告書の受理がされた日

十　非課税適用申告書を提出した者が第三項に規定する外国法人である場合には、当該外国法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

十一　その他参考となるべき事項

12　外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関は、その作成した施行令第二十七条第五項に規定する帳簿を、その帳簿の閉鎖の日を含む事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日から五年間保存しなければならない。

13　法第四十二条第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第八十九条第二項の規定の適用については、同項中「事項を」とあるのは、「事項（租税特別措置法第四十二条第一項又は第二項（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を」とする。

第十九条の十五第三項中「本店又は」を「本店若しくは」に改める。

第二十条第一項中「第二十七条の四第八項第二号」を「第二十七条の四第六項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第八項第三号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第六項第三号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第八項第三号」を「第二十七条の四第六項第三号」に、「第八項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第三項中「第二十七条の四第八項第四号」を「第二十七条の四第六項第四号」に改め、同条第四項中「第二十七条の四第二十五項」を「第二十七条の四第二十二項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十七項又は第十八項の処分（第二十二条の二十三第十七項又は第十八項」を「第二十項又は第二十一項の処分（第二十二条の二十三第二十項又は第二十一項」に、「第九項」を「第四項」に、「同条第十二項第十一号」を「同条第六項第十号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に、「第三十九条の三十九第二十八項」を「第三十九条の三十九第十九項」に、「第二十項及び第二十一項第四号」を「第二十三項及び第二十四項第四号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項中「第二十七条の四第二十三項の」を「第二十七条の四第二十項の」に、「第二十一項に」を「第二十四項に」に、「同条第二十項」を「同条第二十項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に、「第二十一項第二号」を「第二十四項第二号」に改め、同項第四号中「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に、「第四十二条の四第十二項第十一号」を「第四十二条の四第六項第十号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第二十七条の四第十六項」を「第二十七条の四第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第二十七条の四第十四項」を「第二十七条の四第十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十項又は第十一項の処分（第二十二条の二十三第十三項又は第十四項」に、「第四十二条の四第十二項第九号」を「第四十二条の四第六項第八号」に、「同項第十号」